

介護事業所等の運営等に関する事項について

1



目次

P 3 届出書類の提出について

P 4 介護給付算定に係る体制等(加算)に関する届出

P 5 地域密着型サービス事業者の研修について

P 6 研修受講及び減算適用等に関する留意事項

P8~9 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ(5類移行)の変更に伴う運営推進会議の開催等について

P 10 地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定について

届出書類の提出について

3

■ 指定申請について

指定申請には、事前の相談が必要です。指定希望日の**2か月前**（介護予防支援事業所は除く。）までに、指定に必要な書類を作成の上、来庁してください。

■ 指定更新について

事業者指定の有効期間は6年で、指定事業者は、指定日(及び前回更新日)から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。指定事業者は指定更新予定日の**1か月前**までに必要書類を提出して下さい。

■ 変更届

変更があった日から**10日以内**に提出する必要があります。提出期日は遵守して下さい。また以下の変更がある場合は事前相談が必要です。

ア 事業所の定員変更

イ 事業所の区画変更

ウ 事業所の移転

※運営規程の「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更については、年に1回(毎年4月に変更あった場合のみ)の提出で構いません。

■ 休止届・廃止届・再開届

休止日、廃止予定日の**1か月前**までに届出を提出する必要があります。利用者がいる場合、他事業者と継続したサービス利用のために調整をして下さい。事業を再開する場合は、再開の日から10日以内に届出が必要になります。

介護給付算定に係る体制等(加算)に関する届出

(1) 介護給付算定に係る体制等に関する届出に必要な書類

ア 介護給付算定に係る体制等に関する届出書

イ 介護給付算定に係る体制状況一覧表

上記ア、イをセットで提出してください。その他、加算によっては算定に必要な添付書類が必要です。

ア 介護給付算定に係る体制等に関する届出書がっていないことが多いので注意してください。

(2) 届出の提出期限について

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

1 毎月15日以前に届出があった場合、翌月から算定
2 毎月16日以後に届出があった場合、翌々月から算定

認知症対応型共同生活介護

届出が受理された日の翌月から算定
(月の初日の場合はその月から算定)

※提出期限を過ぎた場合は、予定をしていた月から加算を算定することができませんので期限を遵守して下さい。要件を満たさなくなった場合も届出が必要になりますので判明した時点で速やかに提出してください。変更があった場合も同様に速やかに提出をお願いします。

★申請書類等の詳細については、市ホームページ「地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業の指定について」をご覧ください。

<https://www.city.miki.lg.jp/site/sinseisyo/2830.html>

地域密着型サービス事業者の研修について

地域密着型サービス事業者の代表者、管理者、及び計画作成担当者は、必要な研修を受講し、修了している必要があります。研修を修了していない場合は、人員基準欠如となり、減算の対象になることがあります。

| 代表者 | 管理者 | 計画作成者 |
|--|---|--|
| 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 | 認知症対応型通所介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 | 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 |
| 認知症対応型サービス事業開設者研修 | 認知症介護実践・実践者研修 （または痴呆介護実践研修「基礎課程」） | 認知症対応型共同生活介護事業所 実践者研修又は基礎課程 （看護）小規模多機能居宅介護事業所 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 |

上記の研修は、市から推薦書が必要ですので、申込時に必要書類と推薦書交付依頼書を、市介護保険課に提出してください。

研修受講及び減算適用等に関する留意事項

➤ 代表者

交代時に研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えないこととされています。

➤ 管理者

交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市からの推薦を受けて都道府県の研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えないこととされています。

➤ 計画作成担当者

必要な研修を修了していない職員を計画作成担当者として配置した場合は、人員基準欠如となり、減算の適用となります。

ただし、計画作成担当者の職にある者が突然離職等したことにより人員基準欠如となった場合には、後任の職員を配置し、かつ、当該職員が市から推薦を受けて都道府県に研修を申込み、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算を適用しないこととされています。

➤ その他

①職員の急な退職、体調不良等により、早急に求人等を行ったにもかかわらず、必要な研修を修了した者を雇用できなかった場合において、やむを得ず研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況になる場合には、必ず事前に介護保険課までご相談ください。

②上記①により、やむを得ないと認められた場合は、必要な研修を受講させる旨の「研修を受講する誓約書」にその理由を記載の上、ご提出ください。（様式は任意ですが、例を参考に作成してください。）



(例)

令和 年 月 日

三木市長 様

所在地

名 称

代表者の職名・氏名

研修受講誓約書

従業員の退職等に伴い、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、管理者の要件である研修を修了した者を配置することができません。

つきましては、下記のとおり最も直近の研修を受講させ、適正な有資格者を配置することを誓約し、研修を修了した際には、速やかに研修の写しを提出いたします。

記

| | | |
|---|---|------------|
| 1 | 受講させる者の氏名 | |
| 2 | 上記職員の配置年月日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | (変更の場合のみ記入) やむを得ない事由 | |
| 4 | 受講する研修の種類 | |
| 5 | 受講することで満たす要件 | |
| 6 | 研修を受講・終了する時期 ※研修時期が決まってい ない時は、文書にて記載す ること。 | 年 月 日～ 月 日 |
| 7 | その他 | |



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ (5類移行)の変更に伴う運営推進会議の開催等について

□ 開催方法

必ず、集合形式又はテレビ電話装置等を活用した方法により開催してください。

運営推進会議の参加者として、地域包括支援センター職員、市の職員のいずれかが定められていますので開催の日程調整について、市よりも先に調整される場合は複数の候補日および**午前9時～午後4時まで**で調整いただくようお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ (5類移行)の変更に伴う運営推進会議の開催等について

《流れとポイント》

□ 開催時期

地域密着型サービス事業者は、おおむね**2月に1回以上**

うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者においては、おおむね**6月に1回以上**

□ 外部の参加者

事業所からの参加者に加えて外部から

- ①利用者、その家族
- ②地域の代表者（区長や民生委員など）
- ③市職員もしくは包括支援センターの職員
- ④知見を有する第三者

の**4人以上**に参加依頼

□ 報告、評価、要望、助言等の記録の作成

□ 会議記録の公表

- ・事業所内に運営推進会議の会議録を掲示
- ・事業所のホームページに掲載
- ・事業所通信に掲載 など



地域密着型サービス第三者評価受審頻度緩和認定 について

認知症対応型共同生活介護事業所は、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施しなくてはなりません。

ただし、次の要件をすべて満たしたうえで、本市に申請し、認定証明書を受けた場合は、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができ、この間に1回受審することで「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める第三者評価を適正に受審したものとします。

＜緩和要件＞

- (1) 過去に第三者評価を5年間継続して実施していること。
- (2) (1)により実施した「自己評価及び第三者評価結果（省令別紙4の1又は兵庫県が公開する様式1）及び「目標達成計画」（省令別紙4の2又は兵庫県が公開する様式2-1）を三木市に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。
- (4) 前年度に開催された運営推進会議に、三木市の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) (2)に掲げる「自己評価及び第三者評価結果」のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6（兵庫県が公開する第三者評価項目の9）の項目の実施状況が適切であること。